

令和4年度答申第41号  
令和4年9月15日

諮問番号 令和4年度諮問第44号（令和4年8月29日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、令和2年11月30日、退職した。

（確認申請書）
- (2) 処分庁は、令和3年1月12日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（確認申請書）
- (3) 審査請求人は、令和3年2月25日、処分庁に対し、令和2年11月3

0日を基準退職日とし、支払期日を令和2年2月16日、同年3月16日、同年4月16日、同年5月16日、同年6月16日、同年7月16日、同年8月16日、同年9月16日、同年10月16日、同年11月16日及び同年12月16日とする定期賃金合計174万4883円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書、確認申請書別紙)

(4) 処分庁は、令和3年3月25日付けで、本件確認申請に対し、支払期日を令和2年6月16日、同年7月16日、同年8月16日、同年9月16日、同年10月16日、同年11月16日及び同年12月16日とする定期賃金合計73万7500円が未払賃金の額であること等を確認する本件確認処分をした。

(確認通知書)

(5) 審査請求人は、令和3年6月22日付けで、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年8月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和2年7月に仕事中的交通事故で怪我をしたため、同年8月頭ぐらいから本件会社を休んでおり、同年10月に本件会社と復帰の話合いをした際、元々あった未払賃金を請求した。

その結果、本件会社から、令和2年11月の給料において、未払賃金として60万円（以下「本件60万円」という。）を支払うと返答があった。

A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）からは、本件会社が令和2年11月に本件60万円を支払うといっても、それは退職日から半年以上前の未払賃金なので、立替払できないと説明を受けた。しかし、本件会社は同年11月の給料で本件60万円を支払うことを認め、給料明細や賃金台帳にも明記されており、退職日から半年以内の未払賃金であることは間違いないので、本件60万円は支払われるべきである。

入社以降の未払賃金は60万円以上あるものの、本件会社が無くなったため、それ以上は請求できないが、給料明細や賃金台帳に明記されている本件60万円すら認められないのは到底納得できない。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

- 1 審査請求人の未払賃金のうち立替払の対象となるのは、賃確令4条2項の規定のとおり、審査請求人の基準退職日である令和2年11月30日の6か月前の日（令和2年5月30日）から、立替払の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものである。
- 2 審査請求人は、令和2年2月16日から同年12月16日までの支払期日に係る合計174万4883円を未払賃金の額として本件確認申請をしているところ、令和2年2月16日から同年5月16日までの支払期日に係る各未払賃金額が立替払の対象とならないことは明らかである。
- 3 また、本件確認申請における各支払期日（令和2年6月16日から同年12月16日までのものに限る。）と、本件確認処分における各支払期日の未払賃金の額を比較すると、その相違点は、令和2年11月16日の支払期日について、本件確認申請では前月修正という項目で本件60万円が計上されているところ、本件確認処分ではそれが計上されず0円とされている点であり、その他の各支払期日に係る未払賃金の額について争いはなく、処分庁が労働時間集計記録やタイムカードで確認した各支払期日に係る未払賃金の額に特段不合理な点はない。
- 4 したがって、本件審査請求の争点は、審査請求人が令和2年11月16日を支払期日とする未払賃金として確認を求めている本件60万円が、賃確法7条の未払賃金の立替払の対象となる賃金（定期賃金）に該当するか否かである。
- 5 審査請求人は、本件60万円は令和2年11月の給料で支払うことを本件会社が認め、給料明細及び賃金台帳にも明記され、支払期日は令和2年11月である旨を主張する。

しかしながら、賃確法7条の未払賃金の立替払の対象となる賃金（定期賃金）は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払うものである（賃確令4条2項及び労基法24条2項本文）ところ、本件確認申請に際し審査請求人が提出した資料（未払賃金の額の内訳表）によれば、令和2年6月16日、同年7月16日、同年8月16日及び同年9月16日の各支払期日に係る（本来支払われるべき）額について、その内訳として基本賃金、時間外手当及び深夜手当等の定期賃金が計上されており（なお、令和2年10月16日及び同年11月16日の支払期日に係る定期賃金は、出勤日数が0日であり、0円で

ある。)、その上で、それらの定期賃金とは別に本件60万円が計上されている。

- 6 本件60万円については、計算根拠が明確でなく、賃確法7条の未払賃金の立替払の対象となる賃金(定期賃金)に該当するかどうかは明らかではないが、令和2年6月16日以降の支払期日に係る定期賃金の額については、処分庁において把握した労働時間集計記録及びタイムカードに記載された労働時間に基づき残業代等を正しく計算していると認められることから、仮に本件60万円が本件会社において未払であった賃金に該当するとしても、少なくとも令和2年6月16日以降の支払期日に係る定期賃金とはいえない。
- 7 よって、本件60万円が未払賃金の立替払の対象に該当しないとして、本件確認申請の額の一部を認める本件確認処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和3年6月22日付け

反論書提出期限 : 同年11月1日

審理員意見書 : 令和4年8月15日付け

本件諮問 : 同年8月29日

- (2) これらの一連の手續を見ると、本件審査請求から本件諮問までに、約1年2か月もの期間を費やしている。とりわけ、反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約9か月半を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。
- (3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件において、審査請求人の賃金は、支払期日が毎月16日、賃金計算期間は各月の1日から末日までとされていたと認められる。

審査請求人の基準退職日は令和2年11月30日(以下特に記載がなければ全て令和2年とする。)であるから、その6か月前である5月30日以降に支払期日が到来し未払であるものが未払賃金の立替払の対象となる。

したがって、本件確認申請のうち、支払期日が2月16日、3月16日、4月16日、5月16日のものは、立替払の対象外であるのは明らかである。

支払期日が6月16日、7月16日、8月16日、9月16日、10月16日、11月16日、12月16日の賃金について、支払期日11月16日のもの以外については、本件確認申請と同じ金額が確認されており、これらはタイムカード、労働時間集計記録に基づいた労働実態とも合致していると認められる。

支払期日11月16日のものについては、審査請求人が60万円の未払賃金として確認を求めているのに対し、本件確認処分では0円とされているので、これについて検討する。

- (2) 支払期日11月16日の賃金の計算期間は10月1日から同月31日までであるところ、同期間には労働実態がない。

審査請求人は、本件労基署労働基準監督官に対する供述調書の中で、「B社は、社長が給料の計算をしていたのですが、わざと給料の額を少なくして計算していたと思います。私は以前から、C統括部長に、足りない給料を計算して差額を払うように言っていました。」「差額の給料を払うよう、これまでと同様求めていたところ『会社も厳しく、審査請求人だけを優先して全てを払うことはできないので、まずは、B社分として30万円、D社分として30万円の、合計60万円分について払う』と言いました。」「このB社の賃金台帳にある30万円と、D社の賃金台帳にある30万円は、過去、私が入社して以降、支払われていない給料の一部として支払うことを会社が認めたものになります。」と述べている。

すなわち、審査請求人の主張は、11月16日支払期日のものはこれまでの未払賃金の一部であるというものであるが、未払賃金として立替払の対象とされる賃金（定期賃金）とは、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払うものであるところ、11月16日支払期日のものは10月1日から同月31日までを計算期間とする本来の定期賃金ではなく、これまでの賃金の未払分であるとしても、賃金として毎月支払われるべきもののうちの支払期日の未払分であるのかは不明である。

したがって、上記60万円については、支払期日が5月30日以降に到来した賃金の未払分であると認定することはできないので、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件確認処分は違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史